

平成30年度

財 政 健 全 化 審 査  
公 営 企 業 經 営 健 全 化 審 査  
意 見 書

北秋田市監査委員

北 秋 監 080005

令和元年 8 月 27 日

北秋田市長 津 谷 永 光 様

北秋田市監査委員 中 川 真 一

北秋田市監査委員 山 形 聡 伸

北秋田市監査委員 関 口 正 則

平成30年度決算に係る財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見  
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、財政健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率（その算定基礎となる書類を含む）を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

# 目 次

1. 平成30年度決算に係る財政健全化審査意見 ..... 1  
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
2. 平成30年度決算に係る公営企業経営健全化審査意見 ..... 3  
(資金不足比率)

# 平成30年度決算に係る財政健全化審査意見

(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)

## 1. 審査の対象

平成30年度決算に係る 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2. 審査の期間

令和元年 7 月 31 日 から 令和元年 8 月 23 日 まで

## 3. 審査の概要

審査は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認するため、関係書類の提出を求めるとともに関係職員からの説明聴取により実施した。

## 4. 審査の結果

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各比率及び個別意見については次のとおりである。

区 分	平成30年度決算	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	12.88%	
② 連結実質赤字比率	—	17.88%	
③ 実質公債費比率	10.9%	25.0%	
④ 将来負担比率	58.5%	350.0%	

### 【個別意見】

#### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と公営事業以外の特別会計）の実質赤字額を標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を加算）で除して算定するものであるが、当年度の実質収支は黒字であり、比率は算定されていない。

## ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で除して算定される。

当年度の連結実質赤字比率については、実質赤字比率と同様、連結した実質収支が黒字であることから、比率は算定されていない。

## ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、公債費（元利償還金）等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかを表す指標として用いられているものであるが、当年度の実質公債費比率は10.9%で前年度と比較して0.7ポイント上がっている。

しかし、本比率が18.0%以上になると「地方債許可団体」（18.0%未満の場合は、協議団体）に移行され、更に25.0%以上になると一部地方債の発行が認められなくなる「起債制限団体」となることから、本比率については充分留意していく必要がある。

《参考》

### ◎地方債協議と許可（概要）

市町村は、都道府県知事の許可がなければ地方債を発行（起債）することができなかったが、平成18年度の改正により都道府県知事への協議という手続きを経れば都道府県知事の許可が無くても地方債を発行することができることとなった。（協議団体）

しかし、実質公債費比率が18.0%以上の場合は、改正前と同じように都道府県知事の許可が必要（許可団体）となり、更に比率が25.0%以上では地方債の発行について制限を受けることになる。（制限団体）

なお、協議において都道府県知事の同意を得た地方債については、公的資金の借入が可能となり、都道府県知事の同意を得ないで地方債を発行する場合にはあらかじめ議会への報告が必要とされている。

## ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等で将来どれだけの財政負担があるかを明らかにするための比率であり、その算出基礎として地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額などがある。

当年度の将来負担比率は、58.5%であり、早期健全化基準である350.0%と比較するとそれを下回っている。

# 平成30年度決算に係る公営企業経営健全化審査意見 (資金不足比率)

## 1. 審査の対象

次の各会計の平成30年度決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

- ① 病院事業会計
- ② 水道事業会計
- ③ 下水道事業特別会計
- ④ 農業集落排水事業特別会計
- ⑤ 特定地域生活排水処理事業特別会計
- ⑥ 簡易水道特別会計

## 2. 審査の期間

令和元年7月31日 から 令和元年8月23日 まで

## 3. 審査の概要

審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認するため、関係書類の提出を求めるとともに関係職員からの説明聴取により実施した。

## 4. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、比率及び個別意見については次のとおりである。

区 分	平成30年度決算	経営健全化基準	備考
① 病院事業会計	—	20.0%	
② 水道事業会計	—	20.0%	
③ 下水道事業特別会計	—	20.0%	
④ 農業集落排水事業特別会計	—	20.0%	
⑤ 特定地域生活排水処理事業特別会計	—	20.0%	
⑥ 簡易水道特別会計	—	20.0%	

## 【個別意見】

### ◎ 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足を表す比率で、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化に努めなければならないことになっている。

当市の対象となる会計については、いずれも資金不足額が生じておらず、したがって資金不足比率も算定されていない。